

「消費税軽減税率制度」講習会

消費税軽減税率制度とは

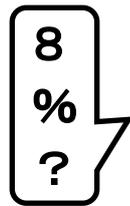
余裕を持って今から準備を始めましょう！

消費税率が10%に引き上げられます。

軽減税率制度は、消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については、軽減税率（8%）が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新たに求められます。



事業者は、さまざまな対応が必要になります。

下記内容で講習会を開催いたします。
多数の方のご参加をお待ちしております。

日時	平成30年9月19日（水）午後6時30分～8時00分
場所	久万町民館 1F 会議室
問合せ	久万高原町商工会（TEL21-2061 FAX 21-2361）
内容	<ul style="list-style-type: none">・消費税軽減税率制度について・軽減税率対策補助金について・働き方改革推進支援について
講師	<ul style="list-style-type: none">・税理士 竹田 忠夫 氏・愛媛県働き方改革推進支援センター（アドバイザー）

久万高原町商工会 行(FAX21-2361)切り取らずそのまま送信してください。(電話でもお申込みいただけます。)

消費税軽減税率制度講習会出席申込書

事業所名		出席者名	
TEL		FAX	

※ご記入いただきました情報は適切に管理いたします。 平成30年度 消費税軽減税率対応窓口相談等事業